

## 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する 評価の実施要領

平成27年3月23日

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会決定

この要領は、「地方独立行政法人広島市立病院機構各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針（平成27年1月8日決定）」第2項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定により広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施する地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 評価方法

評価委員会は、法人から提出された各事業年度における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている小項目及び大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」により実施する。

### 2 項目別評価

#### (1) 法人による小項目に係る自己評価

評価委員会は、次表のとおり、法人に5段階による自己評価を行わせるとともに、その結果及び評価理由並びに特筆すべき事項を記載した報告書を提出させる。

| 評価の記号 | 実施状況の説明             |
|-------|---------------------|
| 5     | 年度計画を大幅に上回って実施している。 |
| 4     | 年度計画を上回って実施している。    |
| 3     | 年度計画を順調に実施している。     |
| 2     | 年度計画を十分に実施できていない。   |
| 1     | 年度計画を大幅に下回っている。     |

#### (2) 評価委員会による評価

##### ア 小項目評価

評価委員会は、法人から提出された報告書により、事業年度における中期計画の実施状況を調査し、分析した上で、次表のとおり、小項目ごとに5段階により評定し、評価結果報告書に記載する。

| 評価の記号 | 実施状況の説明             |
|-------|---------------------|
| 5     | 年度計画を大幅に上回って実施している。 |
| 4     | 年度計画を上回って実施している。    |
| 3     | 年度計画を順調に実施している。     |
| 2     | 年度計画を十分に実施できていない。   |
| 1     | 年度計画を大幅に下回っている。     |

## イ 大項目評価

評価委員会は、小項目評価結果に基づき、次表のとおり、大項目ごとに5段階により評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項を評価結果報告書に記載する。

| 評価の記号 | 実施状況の説明                   | 評価の基準                  |
|-------|---------------------------|------------------------|
| 5     | 中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。  | 特に評価委員会が認める場合          |
| 4     | 中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる。   | すべての小項目評価が3～5の場合       |
| 3     | 中期計画の実現に向けて概ね計画どおりに進んでいる。 | 3～5の小項目評価の割合が概ね9割以上の場合 |
| 2     | 中期計画の実現のためにはやや遅れている。      | 3～5の小項目評価の割合が概ね9割未満の場合 |
| 1     | 中期計画の実現のために重要な改善すべき事項がある。 | 特に評価委員会が認める場合          |

## 3 全体評価

### (1) 評価方法

評価委員会は、大項目ごとの評価点を、当該大項目の評価点の配分比率の割合に乗じて得た評価点の合計に基づき評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項等を評価結果報告書に記載する。

### (2) 大項目評価点の配分比率

大項目の評価点の配分比率の割合は、次表のとおりとする。

| 年度計画の区分                         | 大項目                         | 評価点の配分比率の割合 |     |
|---------------------------------|-----------------------------|-------------|-----|
| 第1<br>市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 | 1 市立病院として担うべき医療             | 32%         | 32% |
|                                 | 2 医療の質の向上                   | 8%          | 32% |
|                                 | 3 患者の視点に立った医療の提供            | 8%          |     |
|                                 | 4 地域の医療機関等との連携              | 8%          |     |
|                                 | 5 市立病院間の連携の強化               | 4%          |     |
|                                 | 6 保健医療福祉行政への協力              | 4%          |     |
| 第2<br>業務運営の改善及び効率化              | 1 業務運営体制の確立                 | 4%          | 32% |
|                                 | 2 人材の確保、育成                  | 8%          |     |
|                                 | 3 弾力的な予算の執行、組織の見直し          | 4%          |     |
|                                 | 4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり | 4%          |     |
|                                 | 5 外部評価等の活用                  | 4%          |     |
| 第3<br>財務内容の改善                   | 経営の安定化の推進                   | 8%          |     |
| 第4<br>その他重要事項                   | 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充          | 4%          | 4%  |
| 評価点の合計                          |                             | 5点満点（100%）  |     |

### (3) 評価基準

全体評価の評価は5段階とし、その基準は次表のとおりとする。

| 評価の基準              | 評価の記号及びコメント |                                  |
|--------------------|-------------|----------------------------------|
| $4.5 < X$          | S           | 法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。 |
| $3.5 < X \leq 4.5$ | A           | 法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。    |
| $2.5 < X \leq 3.5$ | B           | 法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。  |
| $1.5 < X \leq 2.5$ | C           | 法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。   |
| $X \leq 1.5$       | D           | 法人の業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。  |

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点(大項目評価点×配分比率の割合(%))の合計